

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		故意の場合の給付制限
根拠法令及び条項		国民健康保険法第60条
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	法第60条の規定による。 第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）